

公的年金保険に対する国庫負担の意義等について

大沢真理 osawa@iss.u-tokyo.ac.jp

1. 社会保険に国庫負担を行う意義

強制加入であること：

保険対象事故（リスク）の発生確率が低い人（クリーム）にも加入を強制する。

たとえば、医療保険から見たクリームとは、頑健で医者知らずの人。ある程度は予期でき、奨励もできる。独自保険（クリーム・スキミング）の誘因。

保険者側は「バッド・リスク」の加入を拒否できず、保険料率もそれを反映。

保険原理よりも市民の連帯が重視されており、このことの制度的な表現として公費負担。保険料率を軽減する方式がなじむ。ただし、保険料収入が給付費をカバーしない場合の公費負担も見られる（保険料率の急変を避け、制度を安定化）。

2. 年金保険の場合

保険財政から見たクリームとは、たとえば、高所得で継続就業し退職後は遺族を残さず、にすぐ死ぬ人。予期も奨励もできず、クリーム・スキミング（すぐ死ぬ人だけの年金??）の誘因はない。

保険料率の軽減という方式で被保険者全体に国庫負担を均てんする必要はない。

国庫負担の意義は、むしろ、

- ①早期成熟化（制度発足から比較的早くフルペンを支給）か
- ②制度の持続可能性の担保か
- ③低所得層への対応

①は、完全積立方式時代（1954年まで）の年金に対する国庫負担についていえる。

②は、修正積立方式や賦課方式で、保険料率の変動をならすことで、世代間連帯を担保。

この点が近年の国庫負担引き上げ論で、理由とされてきたと思われる。しかし、保険料率の調整は、他の方法でも可能。

③は、2000年10月「21世紀に向けての社会保障」（社会保障構造の在り方を考える有識者会議報告）に見られる。今後はむしろこの意義が重要に？

3. 安定した財源

消費税は問題が大きい。逆進性があり、消費性向が高い世帯に重い（比較低所得で子供が多い世帯、母子世帯、高齢無職世帯）。少子高齢化のもとで「安定した財源」とはいえない。

4. 年金に関する課税

高齢者は「現役」よりも多様な所得構成をもっており、「高齢者」＝「年金生活者」、「勤労所得者」＝「現役世代」という単純な図式は適当でない。同じ所得階層内部でも、年金収入と給与収入の組み合わせのあり方により、所得税負担は異なる（水平的公平の原則に反する）。また、所得水準が低い者ほど、かつ年金収入が低く勤労収入に依存しなければならぬ者ほど税負担率が高く、垂直的公平の原則からも問題。